# 障害者総合支援法の給付・事業

資料４－１

## 市　町　村

### 介護給付
・居宅介護　・重度訪問介護
・同行援護　・行動援護
・療養介護　・生活介護
・短期入所
・重度障害者等包括支援
・施設入所支援
第28条第1項

### 訓練等給付
・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
・就労移行支援
・就労継続支援（A型・B型）
・就労定着支援（新規※）
・自立生活援助（新規※）　※H30.4.1～
・共同生活援助
第28条第2項

### 自立支援給付 第6条
★原則として国が1／2負担

**障害者・児**

### 相談支援
・基本相談支援
・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
・計画相談支援
第5条第16項

### 自立支援医療
・更生医療
・育成医療
・精神通院医療
第5条第22項

### 補装具
第5条第23項

★国が1／2以内で補助

## 地域生活支援事業
・相談支援　・意思疎通支援　・日常生活用具
・移動支援　・地域活動支援センター
・福祉ホーム
第77条第1項
等

支援

・広域支援　・人材育成　等
第78条

## 都道府県

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

# 障害福祉サービス等の体系1

| | サービス名 | | 利用者数 | 施設・事業所数 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問系 | 居宅介護（ホームヘルプ） 者 児 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 165,699 | 19,594 |
| | 重度訪問介護 者 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う | 10,463 | 7,189 |
| | 同行援護 者 児 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う | 24,228 | 6,151 |
| | 行動援護 者 児 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う | 9,486 | 1,540 |
| | 重度障害者等包括支援 者 児 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う | 30 | 9 |
| 日中活動系 | 短期入所（ショートステイ） 者 児 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 49,165 | 4,334 |
| | 療養介護 者 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う | 19,893 | 246 |
| | 生活介護 者 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する | 270,959 | 9,507 |
| 施設系 | 施設入所支援 者 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 131,069 | 2,608 |
| 居住系 | 共同生活援助（グループホーム） 者 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う | 105,822 | 7,188 |
| 訓練系・就労系 | 自立訓練（機能訓練） 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う | 2,270 | 176 |
| | 自立訓練（生活訓練） 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う | 12,047 | 1,180 |
| | 就労移行支援 者 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う | 32,255 | 3,208 |
| | 就労継続支援（A型＝雇用型） 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う | 62,319 | 3,415 |
| | 就労継続支援（B型） 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う | 216,951 | 10,420 |

介護給付

訓練等給付

（注）1．表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2．利用者数及び施設・事業所数は平成28年9月サービス提供分の国保連データ。

# 障害福祉サービス等の体系2

| | サービス名 | | 利用者数 | 施設・事業所数 |
|---|---|---|---|---|
| 障害児通所系 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 | 82,559 | 4,370 |
| | 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。 | 2,394 | 97 |
| | 放課後等デイサービス | 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う | 140,507 | 9,263 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。 | 3,480 | 493 |
| 障害児入所系 | 福祉型障害児入所施設 | 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。 | 1,627 | 189 |
| | 医療型障害児入所施設 | 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。 | 2,033 | 188 |
| 相談支援系 | 計画相談支援 | 【サービス利用支援】<br>・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成<br>・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成<br>【継続サービス利用支援】<br>・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）<br>・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 | 132,690 | 7,145 |
| | 障害児相談支援 | 【障害児支援利用援助】<br>・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成<br>・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成<br>【継続障害児支援利用援助】 | 42,383 | 3,696 |
| | 地域移行支援 | 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。 | 512 | 288 |
| | 地域定着支援 | 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。 | 2,615 | 478 |
| その他の給付 | | | | |

（注）1．表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2．利用者数及び施設・事業所数は平成28年9月サービス提供分の国保連データ。